

単位互換に関する包括協定書

この協定に参加する大学・短期大学は、各大学の規則の定めるところにより、各大学の学生がそれぞれ他の大学が指定する授業科目（大学設置基準第25条2項、短期大学設置基準第11条2項に規定する授業の方法による授業科目を含む）を履修し、単位を修得することを認めることとし、次の事項について合意に達したので、ここに協定書を取り交わす。

第1条（受入）

この協定に参加する大学・短期大学に在学する学生が、他の大学が指定する授業科目の履修及び単位の修得を希望するときは、科目を開設する大学・短期大学の学長は当該学生を受け入れることができる。

第2条（単位互換履修生）

各大学・短期大学は、前条により受け入れた学生を「特別聴講生」等として取り扱う。

第3条（履修期間）

単位互換履修生の履修期間は、各大学の定めに従う。

第4条（授業科目の範囲及び単位数）

履修できる授業科目の範囲及び修得できる単位数は、各大学の定めに従う。

第5条（学生数）

各大学・短期大学の受け入れる学生数は、各大学の定めに従う。

第6条（受入手続）

単位互換履修生の受入手続は、別に定める。

第7条（単位の授与等）

単位互換履修生の履修方法、単位の授与等については、受入大学・短期大学の学生の場合と同様とする。

第8条（授業料等）

単位互換履修生の選考料及び授業料等は、徴収しない。

附則

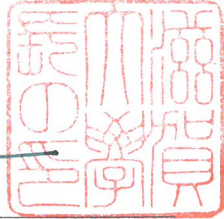
この協定は、令和3年4月1日から施行する。

平成17年3月30日付けで取り交わした「単位互換に関する包括協定書」は、令和2年度限りで終了する。

令和3年3月18日

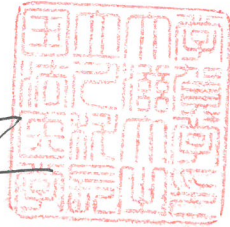
滋賀大学 学長

位田 隆



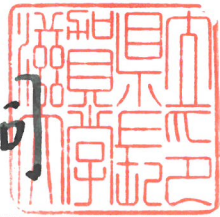
滋賀医科大学 学長

上本 伸二



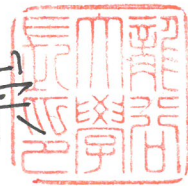
滋賀県立大学 学長

廣川 能嗣



龍谷大学 学長

入澤 崇



立命館大学 学長

仲谷 善雄



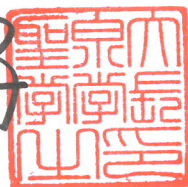
成安造形大学 学長

岡田 修二



聖泉大学 学長

木村 知子



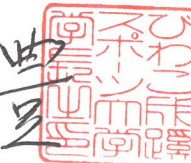
長浜バイオ大学 学長

森 晃 植



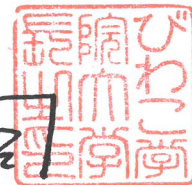
びわこ成蹊スポーツ大学 学長

入口 豊



びわこ学院大学 びわこ学院大学短期大学部 学長

沖田 行司



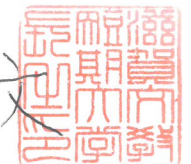
びわこリハビリテーション専門職大学 学長

山川 正信



滋賀文教短期大学 学長

松本 英次



滋賀短期大学 学長

秋山 元秀

